イ　端末機の操作が一定時間行われなかった場合に、再度操作者の確認を行うよう端末機を設定すること。

⑶　暗証番号の取扱い

暗証番号及び生体認証の管理及び運用の方法を定め、操作者は当該管理及び運用の方法を遵守すること。

⑷　ファイルに対する利用制限

端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。

⑸　操作履歴の記録等

指定法人及び認定委託先事業者は、国税連携ネットワークシステムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を遵守していることを監査する等、その利用の正当性について確認すること。

⑹　強制的に終了する機能

指定法人及び認定委託先事業者は、端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、強制的に終了する機能を設けること。

5　市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバの管理

⑴　秘密鍵の厳重な管理

指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

⑵　他のソフトウェアの作動の制限

指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び指定法人サーバで国税連携ネットワークシステムの管理及び運用保守並びに国と地方団体の資料情報等の相互データ提供の管理及び運用保守に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないよう措置を講ずること。

⑶　記録の消去

指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は指定法人サーバを使用しなくなった場合には、当該機器に内蔵する記憶媒体からファイル及びドキュメントを消去すること。

6　可搬記憶媒体の管理

⑴　持出し及び返却の確認等

ア　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。

イ　可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　不正プログラムの混入防止

可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。

7　構成機器及び関連設備等の管理

⑴　管理方法の明確化

ア　指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器、関連設備等の管理方法を明確にすること。

イ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を関係職員に周知し、管理しているハードウェア、ソフトウェア又は可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。

⑵　保守の実施

国税連携ネットワークシステムの構成機器及び関連設備の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。

⑶　稼働状況の監視

指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、市区町村サーバ、都道府県サーバ、指定法人サーバ及び電気通信関係機器の稼働状況を監視し、必要に応じ対策を実施すること。

⑷　不正プログラムの混入防止等

国税連携ネットワークシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、国税連携ネットワークシステムを運用保守又は利用する職員に周知すること。

8　データ、プログラム、ドキュメント等の管理

⑴　データ等の取扱い及び管理

ア　データ、プログラム及びドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱い及び管理の方法を定めること。

イ　プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

ウ　紙媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　帳票の管理

ア　帳票の受渡し及び廃棄の方法を定めること。

イ　事務室の出力装置から出力する場合のデータの漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

9　障害時等の対応

⑴　障害の早期発見

国税連携ネットワークシステムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずること。

⑵　早期回復のための代替機能等の整備

ア　指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、重要なファイルについて、他の記憶媒体に複製することとし、必要に応じ、複製された記憶媒体を当該ファイルを記録した記憶媒体とは別に保管すること。また、国税連携ネットワークシステムの重要な構成機器及び関連設備について、障害が発生した時に代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。

イ　指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに国税連携ネットワークシステムを回復できるよう必要な措置を講ずること。

ウ　指定法人、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、あらかじめ定められた作業手順に従って国税連携ネットワークシステムが確実に回復することを、試験により確認すること。

⑶　不正アクセスの早期発見

不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。

⑷　不正アクセスが判明した場合の対応

不正アクセスが判明した場合、指定法人、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体の間で連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

⑸　再発防止策の検討

国税連携ネットワークシステムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。

⑹　障害等情報の記録と共有

指定法人は、国税連携ネットワークシステムに係る障害について、その応急措置方法、根本原因及び再発防止策について内容を取りまとめ、認定委託先事業者、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体と情報を共有すること。

10　委託を行う場合等の措置

⑴　認定委託先事業者等への委託

ア　都道府県知事又は市区町村長（一部事務組合の管理者（又は理事会）及び広域連合の長を含む。）が、都道府県サーバ若しくは市区町村サーバに備えられた記憶媒体への関係書類に記載すべき事項の記録の事務を委託する場合又は都道府県サーバ若しくは市区町村サーバの運用保守等の事務を委託する場合は、認定委託先事業者又は単独設置型地方団体以外の者へは委託を行わないこと。

イ　委託利用型地方団体は、事務を委託する認定委託先事業者に、少なくとも年一回、指定法人による監査を受けさせ、監査の結果を報告させること。また、指定法人による監査の結果、当該認定委託先事業者が事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備を有せず、又は、この基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合には、委託利用型地方団体は当該認定委託先事業者に係る委託契約を解除すること。